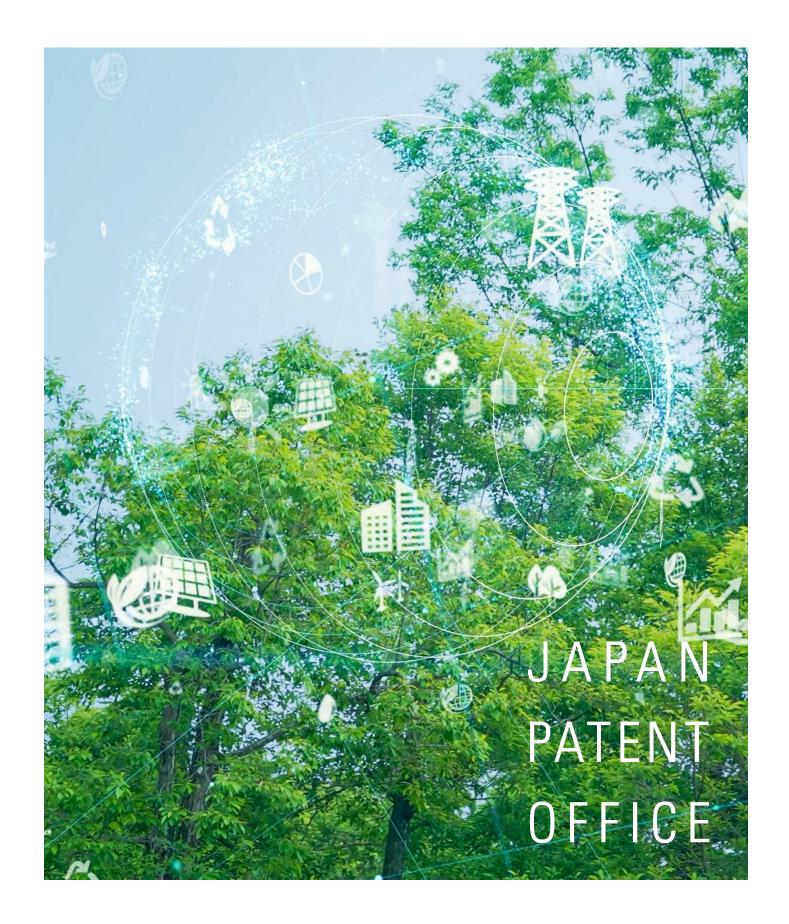


特許特別会計レポート

第2号 (令和6年2月)

2023年度版



Introduction

はじめに

本冊子は、特許庁の財政情報である

決算及び財務書類、予算等を、

知的財産権の利用者や

国民の皆様に対してわかりやすく

説明するために作成したものです。

Section1では、特許庁の役割や業務の内容を

御理解いただくことを目的としています。

Section2では、特許庁の会計制度として設置する

特許特別会計の概要について御説明いたします。

Section3では、料金体系について、諸外国との

比較も交えて御説明いたします。

Section4、5では、特許庁における決算・予算の状況を、

歳入歳出の内訳や、資産、負債などの状況から

御説明いたします。

本冊子が広く活用され 知的財産をめぐる現状と特許特別会計への

理解を深める一助となれば幸いです。

※表中の数値は端数処理の関係から、合計値と一致しない場合があります。

※予算と決算は以下の時期に確定し公表可能となります。

・前年度決算:11月中旬に目毎の情報が確定、翌年1月頃に貸借対照表等を含めた情報が確定

・ 次年度予算:翌年1月頃に目毎の情報を国会へ提出し、国会における予算成立をもって確定

このことを踏まえ、本レポートは毎年2月頃に公表することとしております。



エグゼクティブ・サマリー

特許庁では、我が国の産業の発展に向けて必要不可欠である産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)に関して、権利の付与や関連施策の企画立案等に取り組んでいます。(Section1)

こうした活動に必要となる経費は、出願料・審査請求料・特許料等、ユーザーの皆様からいただいた手数料等で賄うこととしており、一般会計から独立した「特許特別会計」において管理しています。産業財産権を通じてイノベーションを創出する特許庁の任務を確実に遂行するためには、特許特別会計において、将来必要となる投資経費(次期システム刷新や庁舎改修)や、災害等の不測の事態に備えたリスクバッファーの両方を勘案して「剰余金」(歳入と歳出の差額)を一定規模確保していく必要がありますが、近年、財政状況が逼迫していたことから、歳出削減を徹底するとともに、2022年4月より特許料等の値上げを実施しました。今後も剰余金の水準や料金体系の妥当性等について、大学教授等からなる専門家・第三者による検証を定期的に実行しながら、計画的な財政運営に取り組むこととしています。(Section2)

このように、特許庁の任務達成のための持続可能な運営は、出願料・審査請求料・特許料等によって支えられています。そして、各料金は、各手続に係る実費や諸外国の料金水準、出願促進等の政策的観点などを踏まえつつ、特許特別会計全体の収支を均衡させるとの考え方(収支相償)で設定しています。例えば、諸外国の料金と比較すると、2022年4月の値上げ以降も、我が国は低い料金水準を維持しております。(Section3)

こうした取組の結果、足下の状況を見ると、令和4年度決算では、歳入が1,449億円、歳出が1,426億円であり、23億円の黒字決算となりました。剰余金は748億円となり、不測の事態に備えたリスクバッファー分(約400億円)を確保できています。(Section4)

また、今後も健全な財政運営を行うと同時に、特許庁のコンピテンシーを高めるためのワイズ・スペンディングも重要となります。令和6年度政府予算案では、一定の財政規律を維持しながら、世界最速・最高品質の審査体制を確保するとともに、イノベーション創出等を強力に後押しする施策を盛り込み、約1,521億円の歳出(単年度で60億円の黒字)を計上しています。(Section5)

以上のとおり、特許特別会計は、足下では剰余金が順調に増加し、財政状況が安定して、特許庁の 任務を適切な遂行に努めているところですが、引き続き、油断することなく、健全かつ透明性を 持った財政運営に取り組みます。

Contents

- | 特許庁の役割と業務 03
 - ・特許庁の6つの大きな取組・知的財産権の種類
 - ・審査・審判の流れ
 - ・特許庁の体制

4

令和4年度決算の概要

13

- ・歳入の部門別内訳
- ・部門別歳出入の推移
- ・歳出の費目別内訳
- ・長期で見た歳入歳出の推移
- ・歳入歳出決算の概要
- ・特許特別会計財務書類

- 2 │ 特許特別会計の概要 07
 - ・特許特別会計の概要
 - ・剰余金の考え方

【 | 料金の体系 💎 09

- · 産業財産権関係料金
- ・料金設定の考え方
- ・諸外国との料金比較

令和6年度予算(政府案)の概要 19

- ・令和6年度予算(政府案)のポイント
- ・予算編成における財務規律

21 参考情報 21

- ・特許・PCT
- ・商標
- ・意匠
- ・参考リンク集

b

特許庁の役割と業務

特許庁の6つの大きな取組

特許庁では、我が国の産業の発展に向け次の6つの取組を積極的に進めています。

産業財産権の 適切な付与

世界各国から受け付けた特許出願などの出願について、技術的観点、法律的観点などから厳正に審査し、独占的な権利を付与するか否かを判断します。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法等で定められた厳正な手続で審理します。

02 産業財産権施策の 企画立案

未来を切り拓く「知的財産立国」の実現に向け、①迅速・的確な権利付与、②企業のグローバルな活動を円滑化する知財インフラの提供、③中小企業・大学などによる知財活用の促進、④地域ブランドなどの確立、⑤模倣品対策など、産業財産権施策の企画立案を積極的に推進していきます。

国際的な制度調和と 途上国協力の推進

国際調和を目指した産業財産権制度の環境を整備し、あわせて、我が国における出願人の海外での円滑な権利取得や権利活用を支援するため、日・米・欧先進国間協力や中国・韓国を含めた五庁協力、途上国協力(審査協力、人材育成など)、特許審査ハイウェイ(PPH)の推進、模倣品・海賊版対策の強化など、積極的な国際活動に取り組んでいます。

04 産業財産権制度の 見直し

産業財産権施策の企画立案や国際交渉の結果などを踏まえ、特許法、商標法などの関係法令の改正、審査基準などの見直しを適宜行っています。

05 中小企業・大学等に 対する支援

中小企業・大学など裾野の広い産業財産権活用を図るため、手数料の負担軽減、知財活用の支援、知財管理体制の強化支援、産学官連携の推進など、様々な取組を行っています。

06 産業財産権情報提供 の拡充

多様なユーザーニーズに応えるため、インターネット公報、DVD-ROM公報等の発行、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)などを通じて、産業財産権情報提供の拡充に努めています。

知的財産権の種類

知的財産権制度とは、人間の幅広い知的創造活動によって生み出されたものを、創作者の財産 として、一定の期間保護する制度です。知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商 標権の4つの権利を総称して、産業財産権といい、特許庁が所管しています。

産業財産権=特許庁所管 「発明」を保護 特許権(特許法) ● 出願から20年(一部25年に延長) 創作意欲 実用新案権 ● 物品の形状等の考案を保護 (実用新案法) • 出願から10年 知 ● 物品等のデザインを保護 的創 意匠権(意匠法) ● 出願から25年 造物についての権 • 文芸、学術、美術、音楽、 プログラム等の精神的作品を保護 著作権(著作権法) ● 死後70年(法人は公表後70年、映画は公表後70年) 回路配置利用権 • 半導体集積回路の回路配置の利用を保護 (半導体集積回路の回路配置に 関する法律) ● 登録から10年 利等 • 植物の新品種を保護 育成者権 (種苗法) ● 登録から25年 (樹木30年) (技術上、営業上の情報) 営業秘密 (不正競争防止法) ノウハウや顧客リストの盗用など 不正競争行為を規制 ● 商品・サービスに使用するマークを保護

信用の 維持

を促進

に営つ業 い上 ての標 権識 袔 等

商標権(商標法)

- 登録から10年(更新あり)

商号(会社法、商法)

• 商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法)

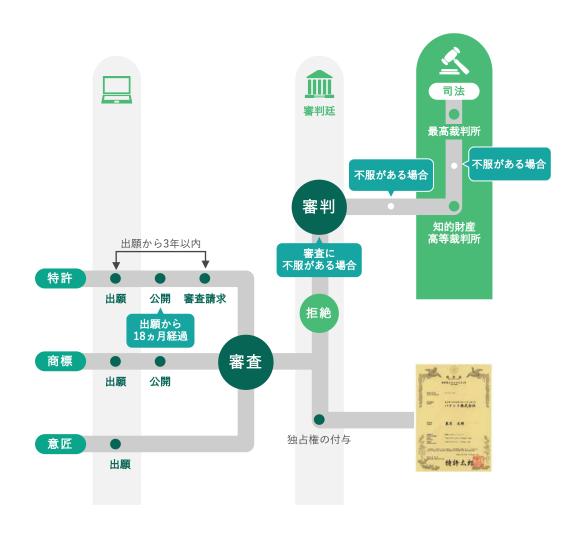
• 周知・著名な商標等の不正使用を規制

地理的表示 (GI) (特定農林水産物の名称の保護に 関する法律)

地理的表示(GI) (酒税の保全及び酒類業組合等に 関する法律) • 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と 結びついている産品の名称を保護

審査・審判の流れ

特許庁は、世界各国から受け付けた特許、意匠、商標の出願について、厳正な審査を行い権利を付与しています。審査結果に対する不服については、地方裁判所に代わって第一審としての機能を有する審判部が、民事訴訟法等で定められた厳正な手続で審理します。





審査とは、審査官が、特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願について、拒絶すべきものか、特許又は登録すべきものかを決定する手続です。

審判とは、拒絶査定等の審査における処分が適正であったかどうかについて、3~5人の審判官の合議体が、準司法的手続にしたがって審理し決定する手続です。

特許庁の体制

組織図



職員数:2,794人

(令和4年度末定員)

1,662人

管理職の任用状況と女性比率の推移



新規採用状況と女性比率の推移

175人



■商標審査官

■特許審査官 ■意匠審査官 ■審判官

[出典]「管理職への任用状況等について」

https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/ninyo-jyokyo/kanrishoku_ninyou/

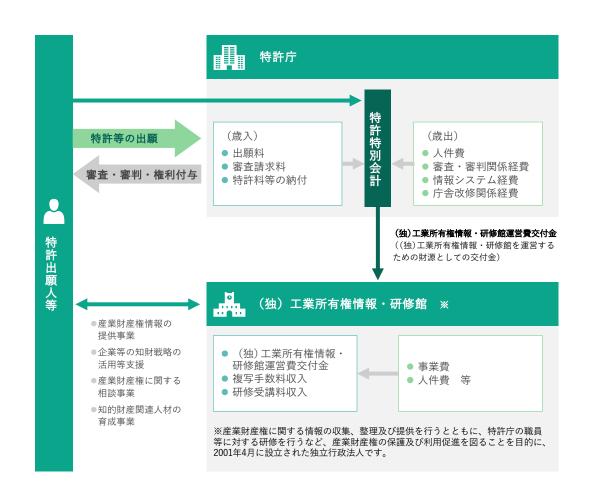
特許特別会計の概要

特許特別会計の概要

特許特別会計は、特許等の産業財産権(工業所有権)に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として昭和59年7月に設置されました。



特許特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、特許・実用新案・意匠・ 商標の審査・審判及び権利の登録等を行うために必要な経費を支出しております。



剰余金の考え方

- 特許特別会計は、収支相償(収入と支出が均衡すること)を原則として独立運営していますが、特別会計に関する法律により、以下の制約があります。
 - ・年度を跨ぐ借入れが認められない:

庁舎改修や大規模システム刷新等の投資経費については、予め、計画的に確保しておく必要があります。

・ 「積立金 | 等の資金の保有が認められていない:

法律に規定のない資金を持つことは認められておらず、「積立金」「引当金」等の区分を 設けて資金を管理することができません。したがって、歳入・歳出の差額はすべて「決算 剰余金」となります(ただし、剰余金の内訳・考え方を示すことは可能)。

● 安定した財政運営のためには、①将来必要となる投資経費(次期システム刷新や庁舎改修) や、②災害等の不測の事態に備えたバッファーの両方を勘案した剰余金の確保が必要です。

①投資経費:2030年代半ばまでに必要な投資経費は以下のとおりです。

・システム刷新経費:1.275億円程度

※2030年代半ばまでには現行(2013-2026年度)と同規模の次期システム刷新が必要と想定

・庁舎改修等経費:190億円程度

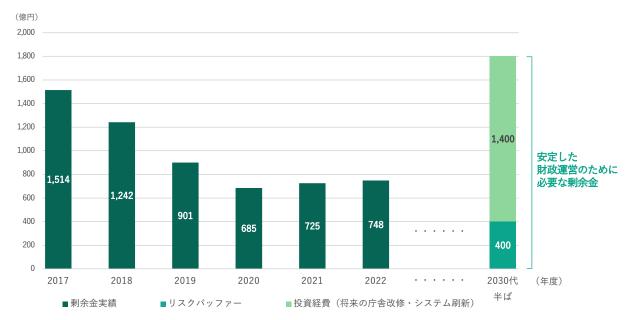
※次期大規模改修が必要となる2050年代に現行(2014-2023年度)と同規模の庁舎改修関係費用(584億円)が必要と想定し、2030年代半ばまでに必要額の約1/3を確保

②リスクバッファー:400億円程度

※3ヶ月間程度、歳入が無くとも業務継続が可能な水準(定常経費の概ね1/4)

●剰余金の推移

・令和4年度の剰余金は748億円であり、リスクバッファーは満たしています。

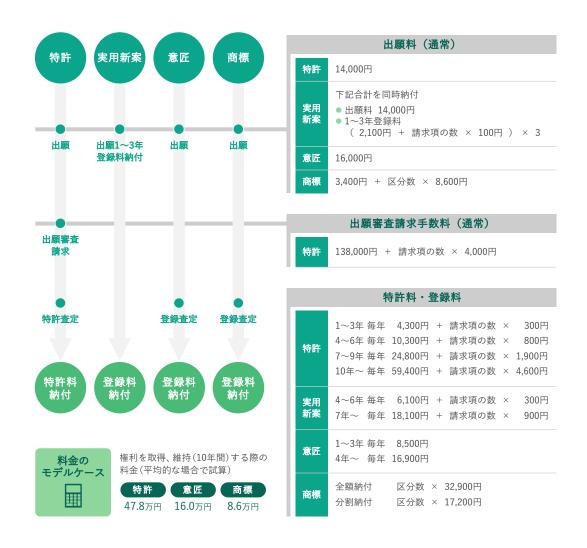


※次期システム刷新用積立金は、刷新計画の開始後、順次支出予定であり、それに応じて、上図における必要な剰余金額は変動されることに留意。

料金の体系

産業財産権関係料金

産業財産権の主要な手続に必要な料金は以下のとおりです。(令和5年4月1日時点)





区分とは、商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもので、第1類~第45類まであります。

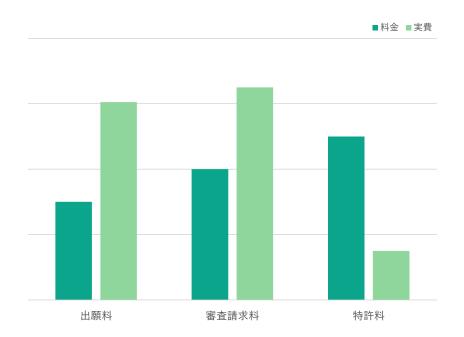
請求項とは、特許請求の範囲に区分して記載された項であり、請求項ごとに「特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」が記載されています。

料金設定の考え方

出願等に伴う料金は、基本的には実費を負担していただくという考え方のもとで設定しています。実費に対する料金が高く設定されているものもありますが、特許特別会計の収支相償(収入と支出が均衡すること)の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

出願料、審査請求料、特許料の料金と実費の関係、考え方は次のイメージです。

※料金と実費の比率のイメージであり、実際の金額とは異なります。





出願料

出願料は、出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料です。 特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、ユーザーに出願行動を促す程度の水準に政策的に設定されています。



審査請求料

審査請求料は、審査の費用 に対する対価として徴収さ れる手数料です。

出願人の負担も考慮しつつ、 実費を下回り、ユーザーに 適正な審査請求行動を促す 程度の水準に政策的に設定 されています。



特許料

特許料は、特許権を付与する対価として徴収される料金です。

個別の経費に対応して決められるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等と合わせ、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように設定されています。

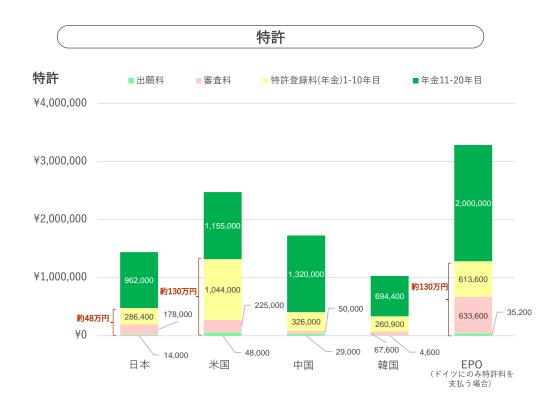
諸外国との料金比較 ※2023年9月時点の料金

特許庁では、収支相償の原則の下、各事務に要するコストや、特許特別会計全体の収支等を 踏まえ、各種料金を設定していますが(P.10)、その際、諸外国における料金水準を考慮す ることも重要です。

以下では、特許・PCT(国際出願)・意匠・商標のそれぞれについて、出願から権利取得・ 維持にかかる料金を諸外国と比較しています。

特許・ PCT・商標については、令和4年4月の料金引き上げ以降も、欧米より低い料金水準を 維持しています。例えば、日本での特許権について出願・審査・権利維持に係る料金は標準 的なケース(出願時請求項数10、登録時請求項数8、10年間維持)で、合計約48万円であり、 米国(約130万円)や欧州(約130万円)を下回っています。

なお、意匠については、各国で権利存続期間が異なるため、10年目までの料金で比較すると、 米国・中国よりも低い料金水準となっています。



- ・ 出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
- ・ 1ドル=150円、1ユーロ160円、1元20円、1ウォン=0.1円で算出 ・ 凡例は日本円における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け
- ・いずれも代理人費用は含まれていない。

PCT (送付手数料+調査手数料)







- PCT:請求項数8、ページ数40で計算
- ・ 意匠:米国は保護期間が登録日から15年、中国は出願から10年にて想定。EUIPOは出願料に1~5年目の更新料を含む。
- 商標:電子出願、区分数2、商品・役務数10以内で計算(米国は使用宣誓書の提出及び使用証明に係る権利維持費用を含む)
- 1ドル=150円、1ユーロ160円、1元20円、1ウォン=0.1円で算出
 凡例は日本における料金区分、他庁の料金は当該凡例を参考に色分け
 いずれも代理人費用は含まれていない。

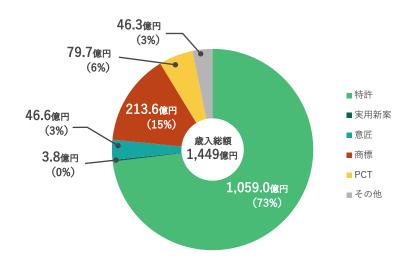


令和4年度決算の概要

歳入の部門別内訳

歳入を特許・実用新案・意匠・商標・PCTの部門別に見ると、特許が1,059億円と最も大きく、 歳入全体(前年度剰余金を除く)の73%を占めています。特許部門の主な内訳は、出願料42億 円、審査請求料379億円、特許料614億円となっています。実用新案は4億円(0%)、意匠は47 億円(3%)、商標は214億円(15%)、PCTは80億円(6%)となっています。

件数についても(下表「出願件数、審査請求件数、登録件数(令和4年)」参照)、特許の件数が最も多く、次に商標、意匠、実用新案の順となっています。



出願件数、審査請求件数、登録件数(令和4年)

	特許	実用新案	商標	意匠
出願件数	289,530件	4,513件	170,275件	31,711件
審査請求件数	233,780件	_	_	_
登録件数	201,420件	4,615件	183,804件	29,540件

部門別歳出入の推移

歳出入の推移を見ると、平成30年度から平成31年度にかけて歳出が増加しており、歳入の増加を上回っています。一方、令和2年度以降においては歳出が前年度と比較し、減少傾向になっております。また、令和4年度からの料金引き上げに伴い、駆け込みでの料金支払があったため令和3年度の歳入が増加しております。

部門別に見ますと、PCTはマイナス収支が継続している傾向にありますが、令和4年度は料金の値上げもあり歳入が増加し、赤字幅が縮減しています。

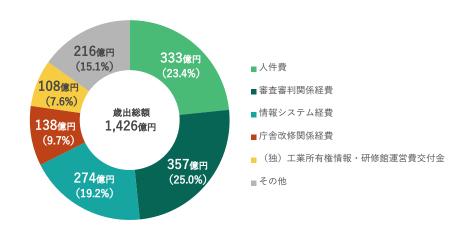


※部門別歳入:各種権利に係る手続における料金収入をもとに算出(歳入総額との差額は「その他」に計上) 部門別歳出:各種歳出をどの権利に係るものかを分類・按分し算出

令和4年度決算の概要

歳出の費目別内訳

歳出の総額は、1,426億円(予算1,568億円、執行率91.0%)です。 歳出を費目別に見ると、審査審判関係経費が357億円と歳出全体の25%を占めています。 次に大きいのは、人件費の333億円(23%)、情報システム経費の274億円(19%)です。



人件費

特許庁職員にかかる基本給、 諸手当、共済組合負担金等に かかる経費等です。

庁舎改修関係経費

特許庁庁舎の改修やそれに伴う外部施設の賃借経費です。

審査審判関係経費

審査・審判事務にかかる経費 や、「世界最速かつ最高品 質」の特許審査を目指し実施 している先行技術調査の外注 経費などが含まれます。

(独)工業所有権情報・ 研修館運営費交付金

産業財産権情報の提供、企業 等の知財戦略の活用の支援等 を実施するための運営費交付 金です。

情報システム経費

「特許庁業務・システム最適 化計画」に基づく経費など、 特許事務の合理化を図るため の機械化費用です。

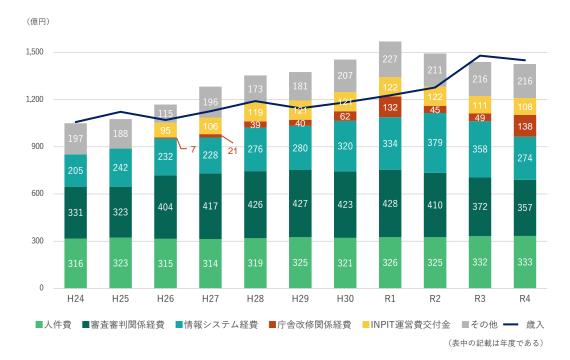
その他

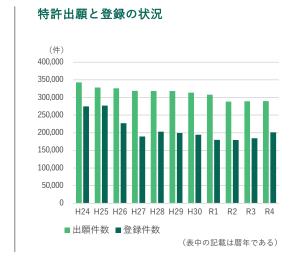
各種調査委託費、一般管理費、 WIPOへの手数料送金等です。

長期で見た歳入歳出の推移

特許特別会計を長期的に見てみると、情報システムの刷新や庁舎改修工事などの経費の発生や、 海外の特許文献の急増による審査にかかる経費の増加により歳出が増加し、平成26年度より7年 連続、歳出が歳入を上回る状況が続いていました。

そこで、歳出削減を徹底した上で、令和4年度から料金改定を実施した結果、料金改定直前の駆け込み納付(令和3年度末)、新料金下での増収(令和4年度以降)により、令和3年度以降は、歳入が歳出を上回っております。





出願件数については減少傾向にあるものの、 登録件数で見れば横這い傾向を示していま す。

出願人が特許出願及び審査請求にあたり厳 選することが根付き、企業等における知的 財産戦略において量から質への転換が図ら れつつあることが窺えます。

令和4年度決算の概要

歳入歳出決算の概要

令和4年度決算(百万円)

歳入		歳出
特許料等収入	144,157	独立行政法人工業所有権 10,761
特許印紙収入	64,562	情報・研修館運営費 10,701
特許料等収入	79,595	事務取扱費 119,494
他会計より受入	17	施設整備費 12,316
一般会計より受入	17	予備費 -
雑収入	741	
前年度剰余金受入	72,491	
合計	217,408	合計 142,572

※本表における歳入と歳出の合計は、財政法第38条第2項により決算書に掲載すべき事項であり、両者は一致する性質のものではありません(歳出入の差約748億円は、前年度剰余金として令和5年度予算に繰り入れられています)。なお、決算書は、会計検査院の検査を受け、国会に提出されています。

特許特別会計財務書類

特許特別会計では、特別会計に関する法律に基づき、資産及び負債の状況等について開示する ため、企業会計の慣行を参考に財務書類を作成しています。この財務書類は、会計検査院の検 査を経て、国会に提出されています。

この財務書類では、次ページに示すとおり、「貸借対照表」に加え、発生主義により認識した 費用の内訳を示す「業務費用計算書」や資産・負債差額の増減の要因を示す「資産・負債差額 増減計算書」などが作成されています。

なお、次ページの表は財務書類を一部簡略化したものであり、詳細(原文)は以下のページを 御覧ください。

「令和4年度 特許特別会計財務書類 (PDF)」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/document/tokukai_zyouhoukaizi/kigyou2022.pdf

特許特別会計財務書類

貸借対照表

令和4年度決算(億円)

資産の部	
現金・預金	748
有形固定資産	914
国有財産(公共用財産を除く)	914
土地	872
建物	36
工作物等	6
その他有形固定資産	0
無形固定資産	393
出資金	10
その他	0
資産合計	2,065

負債の部	
前受金	456
賞与引当金	22
退職給付引当金	284
その他	1
負債合計	763

資産・負債差額の部	
資産・負債差額	1,302
負債及び資産・負債差額合計	2,065

業務費用計算書

本年度業務費用合計	1,467
その他	45
減価償却費	130
庁費等	212
機械化庁費	192
審査審判庁費	436
独立行政法人運営費交付金	108
退職給付引当金繰入額	20
賞与引当金繰入額	22
人件費	303

資産・負債差額増減計算書

•	前年度末資産・負債差額	1,351
	本年度業務費用合計	▲ 1,467
	財源	1,421
	自己収入	1,421
	その他	0
	資産評価差額	▲3
	本年度資産・負債差額	1,302

現金・預金

現金預金は、特許特別会計においては、「剰余金」に相当するものです。審査・審判に順番待ち期間等があり、出願人から納付された手数料が支出(審査)されずに残ることから、年度末に審査待ちとなっている案件を翌年度以降に審査処理するために保有しています。また、情報システム整備の費用などの財源として保有しています。

有形固定資産

特許庁庁舎の土地、建物等です。

無形固定資産

特許庁で導入されている電子出願システム、事務システム、検索システムにかかるソフトウェアです。

前受金

審査未着手の料金を計上しています。 主な内訳

- ·特許審査請求料 321億円
- ・商標登録出願料 15億円
- ·特許料等予納金 89億円

退職給付引当金

職員等の退職手当にかかる引当金です。

資産・負債差額

貸借対照表の資産と負債の差額です。企業会計の「純資産」に相当しますが、国の活動は利益獲得を目的としておらず、また、国の資産は必ずしも将来の支払い財源とはならないこと等を踏まえ、国の財務書類では「資産・負債差額」として整理されています。



令和6年度予算(政府案)の概要

令和6年度予算(政府案)のポイント(令和5年12月22日閣議決定)

予算額 152,115,252 千円(1,521億円、前年度比+67億円)

イノベーションや競争力の源泉が無形資産へと変わる時代にあって、知財の活用は、中小企業やスタートアップの経営力強化のために、極めて重要。

このため、令和6年度は主に、①知財活動を支える世界最速・最高品質の審査体制を確保するとともに、②令和5年5月に改定した知財活用アクションプラン*に基づき、研究開発から社会実装までを切れ目なく支援し、イノベーション創出等を強力に後押しする。

*知財活用アクションプラン(令和5年5月公表):https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/20230524002.html

①知財活動を支える世界最速・最高品質の審査体制

671.6億円 (+11.2%)

・必要な審査能力の確保・

--- 303.3億円(281.5億円) + 定員の確保

- ・ 任期付審査官95名(令和5年度末まで)の時限延長(10年間の延長) 【定員】
- 先行技術調査等について必要な規模を確保するとともに、外国語文献調査を充実させることで質を更に向上【拡充】
- ・情報システム刷新及びシステム運用……

------368.3億円(322.7億円)

・ 運用の効率化を徹底しつつ (定常経費▲15億円) 、必要なシステム刷新を計画的に実施【継続】

② イノベーション創出・経営力強化のための知財活用支援

23.4億円(+20.6%)及び(独) INPIT交付金の内数

・研究成果の社会実装を支える知財活用支援策の拡充

··· 14.3億円(12.7億円)

- +INPIT交付金116億円(106億円)の内数
- ・大学に知財専門家を派遣し、大学の研究成果の発掘・知財戦略構築や産学連携プロジェクトの知財マネジメント等を支援【拡充/INPIT 交付金】
- ・中小企業やスタートアップの海外展開に向けて、外国での出願や権利侵害対策等を支援【新規(現行事業見直し)】

・スタートアップ及びベンチャーキャピタルに対し、知財専門家を派遣し伴走支援等を実施【拡充/一部INPIT交付金】

・2025年大阪・関西万博を通じて知財活用の取組を世界に発信するための準備に着手【新規】

・地域の実情・ニーズに即したワンストップでの知財経営支援体制・施策の強化 9.1億円 (6.7億円) + INPIT交付金116億円 (106億円の内数)

- 自治体や地域の支援機関等の連携のハブとなるプロデューサー(チーム)を形成し、中小企業への伴走支援等を実施【新規】
- 各地域の経済産業局による、地域のニーズに即した知財活用支援を実施(知財ビジネスマッチング等) 【拡充】
- 47都道府県に知財支援に関する相談窓口を設置【拡充/INPIT交付金】
- ・ 地域の金融機関と専門家が連携し、企業の知財を評価し、事業戦略を策定する取組等を支援【新規(現行事業見直し)】
- 地域の産業支援機関による中小企業向け知財活用施策を支援【継続】
- 地域の中小企業への普及啓発活動を実施【拡充】

[出典]「令和6年度 特許庁関係(特許特別会計)予算案のポイント」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/document/yosanan/2024chizai_yosan.pdf

予算編成における財政規律

令和6年度政府予算案の編成にあたり、特許特別会計では、健全な財政運営を行うため、外部 有識者の御意見も伺いながら、独自の財政規律を設けています。具体的には、令和5年夏に財 務省へ提出する概算要求をとりまとめる段階で、**システム刷新等の一時的な経費を除く「定常** 経費」については、いわゆる「旧料金」(令和4年4月1日に行った値上げ以前の料金)換算での **歳入を下回る**よう要求額を設定しています。



※令和6年度歳入予算案には第5期INPIT交付金不用額の返納分が含まれる。 (次期期間で割り戻した額を単年度の旧料金歳入に算入)

令和6年度政府予算案は、令和5年度政府予算に対し、総額で67億円の増額となっていますが、 上記の財政規律の下で予算を編成した結果、単年度収支では60億円の黒字が見込まれています。 なお、主な増減理由は以下のとおりです。

(主な増額要因:107億円程度)

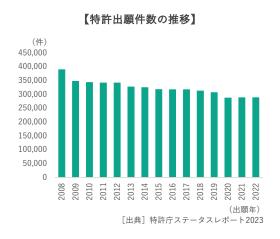
- ・システム刷新計画に基づく増額(+42億円/一時経費)
- ・先行技術調査等の強化(+21億円)
- ・中小・スタートアップ支援の強化等に伴う政策経費の増額(+4億円)
- ・INPIT 交付金の増額(+10 億円)
- ・人件費単価増及び定年退職者増に伴う人件費増(+10億円)
- ・為替レート変動 (円安) に伴う国際機関 (WIPO) への送金増 (+9 億円) ・設備更新等に伴う一般管理費増 (+9 億円)
- ・その他資料整備予算の増額(+2億円)

(主な減額要因:▲41億円程度)

- ・大規模庁舎改修の終了(▲26億円/一時経費)
- ・システム運用経費の削減(▲15億円)

参考情報

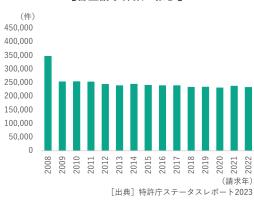
特許·PCT



【特許審査の権利化までの期間と平均FA*期間】



【審査請求件数の推移】



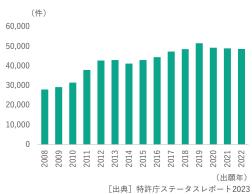
【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



【特許登録件数の推移】



【PCT国際出願件数の推移】



*FA(ファーストアクション)とは、審査官による出願人への最初の審査結果通知(登録査定又は拒絶理由通知書等)が出願人等へ発送されること。

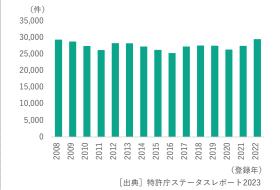
意匠

【意匠登録出願件数の推移】



[出典] 特許庁ステータスレポート2023

【意匠登録件数の推移】



【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間】



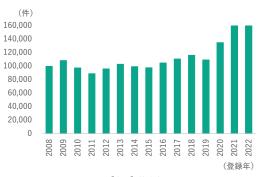
【商標登録出願件数の推移】

商標



*2022年の出願却下になったものは暫定件数 [出典] 特許庁ステータスレポート2023 ※出願却下については特許庁による集計

【商標登録件数の推移】



[出典] 特許庁ステータスレポート2023

【商標審査の権利化までの期間と平均FA期間】



参考リンク集

特許庁関係(特許特別会計)予算の概要

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/yosanan.html

「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)に基づく特別会計に係る情報開示 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/yosan/kaiji/tokukai_zyouhoukaizi.html

行政事業レビュー(経済産業省HP)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/review.html

事業別フルコスト情報の開示

(経済産業省HP)

決算 省庁別財務書類及び国の債権に係る情報の各年度決算より 経済産業省 省庁別財務書類(参考情報 $1\sim2$)を御覧ください。 https://www.meti.go.jp/main/31.html#03

※令和4年度決算の事業別フルコスト情報については、令和6年3月頃に掲載を予定しております。

特許行政年次報告書

知的財産をめぐる国内及び海外の動向と特許庁における取組について取りまとめています。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/index.html

特許庁ステータスレポート

最新の特許庁の統計情報及び政策の成果をいち早く発信することを目的として、作成したものです。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/index.html

五庁統計報告書

日米欧中韓の特許庁は、各庁の活動状況や主に特許関連の統計情報を纏めた五庁統計報告書 (IP5 Statistics Report)を作成・公表しています。

海外の特許庁の活動等についてはこちらを御覧ください。

https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/ip5_statistics-report.html

特許庁が達成すべき目標

https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/mokuhyou/index.html

